

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害リスク

1) 台風及び水害等の被害

1 想定災害

姶良市内で過去に発生した最大規模の風水害等を、本計画の目安として位置づける。

本市で最大規模の平成5年（1993年）8月豪雨と平成5年9月の台風13号と同程度の災害を想定災害とする。

【過去最大規模の風水害】

名 称	平成5年豪雨（8.1豪雨） 平成5年8月1日	台風第13号 平成5年9月3日
降 雨 量	日最大雨量 450mm（溝辺） 時間最大雨量 104mm（溝辺） 100.5mm（姶良市）	日最大雨量 373mm
瞬間最大風速	—	59.1m/s（種子島）

2 想定被害

本所会館等の被害状況は対象施設建築物、建物内部、ライフライン（電力、上水道、通信等）の機能障害による。本所会館等の被害状況の想定は、次表のとおりである。

【本所会館等の被害状況の想定】

項 目	被害状況の想定（復旧予想）	
本所会館	事務室	暴風による窓ガラスの破損及び飛散等により、執務室内の状況は、書類・機器等が散乱しており、使用再開には少なくとも数時間の復旧作業が必要となり、災害対応に遅れが生じると想定する。
	電 力	発災後12時間程度は外部からの電源供給はない想定する。
	電 話	固定電話及びFAXは、電話線の断線により使用不能となるが、数日後には仮復旧するものと想定する。
	空 調	停電時には、空調機は使用不能と想定する。
	水洗トイレ	停電及び断水時には、利用できなくなるものと想定する。
	職 員	本人及び家族の被害、自宅被害、交通機関等の途絶で参集できない職員がいると想定する。

2) 地震及び津波等による被害

1 想定地震

非常時優先業務の選定及び必要資源に関する分析と対策の検討を行うためには、本市商工会の業務が外部条件によって受ける制約（ライフライン支障、交通支障等）を把握することが重要となる。

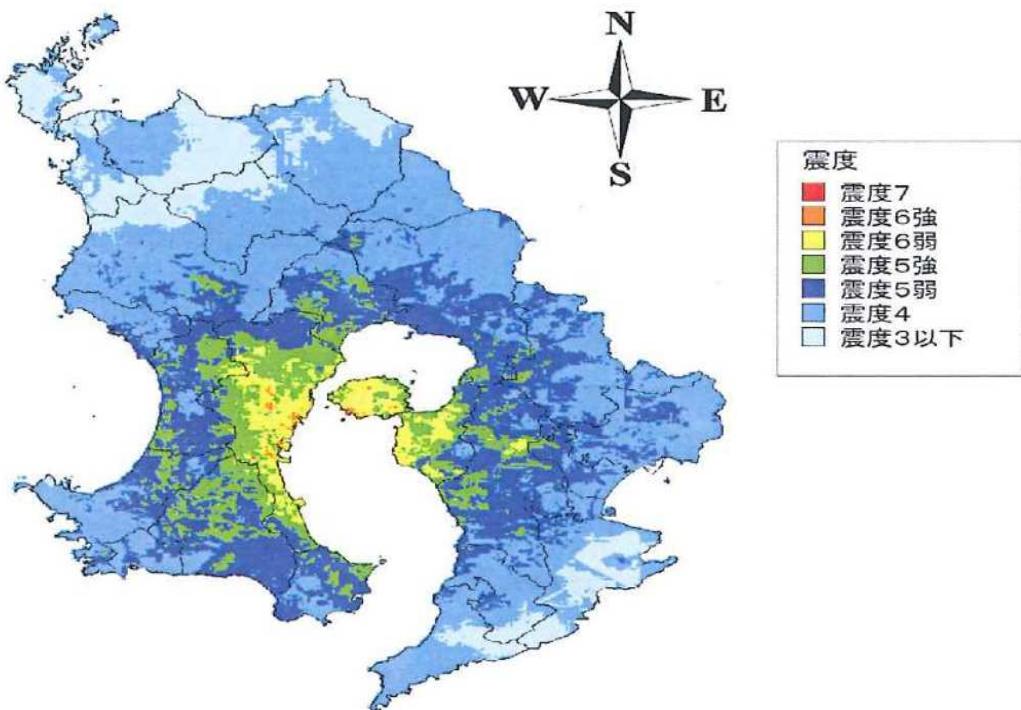
このため、本市に及ぼす影響が最も大きいと考えられる「鹿児島湾直下地震」（陸側ケース）を想定地震とした。

【想定地震の概要】

鹿児島湾直下地震

■地振動の想定結果 ⇒ 最大震度：震度6弱

鹿児島湾直下地震の震度分布



【被害想定】

本市全体の被害想定結果（「鹿児島県地震等災害被害予測調査」結果による）と被害概況は、次のとおりである。

	現況被害想定結果	本市の被害概況
人口	冬深夜	74,807 人
	夏 12 時	64,702 人
	冬 18 時	70,238 人
建物被害	建物棟数	42,926 棟
	全壊	410 棟
	半壊	1,700 棟
	火災	僅か
人的被害	死者	僅か
	負傷者	—
	重傷者	—
	避難者数	650 人
ライフライン被害	上水道	1 %
	下水道	1 %
	電力	僅か
	通信	僅か
ガス	ガス	21%
	道路被害	—
機能支障率		

2 想定被害

本所会館等の想定する被害としては建物内部、ライフライン（電力、上水道、ガス・通信等）の機能障害とする。本所会館等の被害状況の想定は、次表のとおりである。

【本所及び支所会館等の被害状況の想定】

項目	被害状況の想定（復旧予想）
想定震度	想定震度は、震度6弱とする。
事務室	建物の主要構造部の一部は座屈し、外壁には複数の亀裂が生じ、立ち入りは危険な状況である。事務室内の状況は、固定されていない書籍等が転倒・落下、ガラスの破損・飛散、一部の天井板が落下している。
電力	発災後12時間程度は外部からの電源供給がないと想定する。
電話	固定電話及びFAXは損傷により使用不能となるが、数日後には仮復旧するものと想定する。本所以外の施設の固定電話及びFAXは、回線の混雑により数日間は、つながりにくい状況が継続すると想定する。
ガス	本所及び蒲生支所はLPガスのため、確保できるが、加治木支所は都市ガスのため供給が停止する。
空調	停電時には、空調機は使用不能と想定する。発災後12時間程度は、外部からの電源供給がないと想定する。
水洗トイレ	停電・断水時には、利用できなくなるものと想定する。
職員	平日昼間：職員の負傷の可能性があると想定する。

3) 大規模停電による被害

平成以降、国内で発生した大規模停電（主に100万世帯以上）は以下のとおりである。

年月日	停電名	被災地域	被害規模	原因
H07.01.17	阪神・淡路大震災による停電	兵庫県、大阪府	300万世帯	地震による送電設備の多発的な損壊
H18.08.14	2006年8月14日首都圏停電	東京都、神奈川県、千葉県	850万	クレーン船の接触事故による送電線の切断
H23.03.11 ～	東日本大震災による電力危機	東北地方、関東地方の一部	845万世帯	
H23.03.14 ～03.25	東日本大震災による計画停電	関東地方		東京電力エリアにおける電力不足を防止のため
H23.04.07 ～	太平洋沖地震の余震による停電	東北地方、関東地方	840万世帯	
H30.09.04		近畿	約200万戸	台風21号による
H30.09.06		北海道	295万戸	胆振東部地震による停止
H30.09.30	中部電力管内で平成最大の大停電	神奈川県など 1都2府15県	のべ254万戸	台風24号による送配電設備の広範囲なる損壊。
R1.9.9		千葉県、など 1都6県	93万戸	台風15号による送電設備の広範囲にわたる損壊

1 想定災害

電力を供給する発電所や変電所の災害、高圧送電線の倒壊等の事故、電気工事等による停電及び風水害等の災害等における停電により、長時間電力供給が行われない。

本市において想定される災害の想定は、次のとおりとする。

- (1) 地震や津波等により九州電力㈱の発電所、変電所、送電線等の被災による大規模でかつ長期間にわたる停電が発生する。
- (2) 風水害等により、送電線の倒壊等の事故による大規模でかつ長期間にわたる停電が発生する。
- (3) 上水道施設の被災や基幹管路の破損、停電による送水の停止等による大規模でかつ長期間にわたる断水が発生する。

2 想定被害

電力供給の停止により発生した停電により情報通信や各種事務機器の停止により、事務の執行ができなくなる。また、大規模な断水や道路信号機等の停止による交通渋滞等の発生により、物流がマヒすることにより、本市の飲食業や製造業はじめ多くの事業所において大きな打撃を受ける。

また、情報化社会において、テレビや電話、メールやインターネット等の情報・通信機器が停止すると、自分の置かれている状況が分からず極度の不安やパニック状態に陥りやすく、さらに、住宅や道路、各種施設などの照明が消え、街中が真っ暗な状況になり、慣れるまで恐怖感や不安感を感じる。

4) 新型インフルエンザ等感染症による被害

1 想定災害

海外で始まった新型インフルエンザ等感染症の流行は、その後、世界中に広がる。

ウイルスの毒性は非常に高く致死率 20% を超え、社会は大混乱となる。

【被害規模に応じた段階的対策の策定】

新型インフルエンザ等感染症の被害の危険度・危害規模を分類し、その被害の規模によって発令する対策を細かく分け被害の規模（感染率、致死率）により

対策を分類する。被害規模の分類は、CDC（米国疾病予防管理センター）が定義する 5 つのカテゴリーを参考にして、日本国内の影響度を考慮して次のように設定する。

【被害規模の分類】

程 度	被害規模の想定
重度被害	感染率25%以上かつ致死率 1 %以上（スペイン・インフルエンザ相当）
中度被害	感染率10%以上かつ致死率0.5%以上で、重度被害にあてはまらない被害
軽度被害	感染率10%未満あるいは致死率0.5%未満（1968年香港インフルエンザ、1957年アジア・インフルエンザ、通常の季節性インフルエンザ相当） 判断の基準となる感染率、致死率は、流行が確認された時点とする。

2 想定被害

新型インフルエンザ等感染症の流行により、流行期に、職員の 40% が罹患し、欠勤すると想定する。また、物資が確保困難となることが 8 週間程度続くことを想定する。

【被害段階の分類】

段 階	状 况	
[前段階]	未発生期	新型インフルエンザ等感染症が発生していない状態 海外に限らず、国内でも野鳥、家畜などへの高病原性鳥インフルエンザの発生が認められ、まれにヒトへの感染事例も認められるが、ヒトからヒトへの感染は明らかでなく、ウイルスの構造上も新型インフルエンザ等感染症とは認められない時期
[第一段階]	海外発生期	海外で新型インフルエンザ等感染症が発生した状態 海外でヒトからヒトへの感染が認められ、新型インフルエンザ等感染症が発生したことが確認される時期
[第二段階]	国内発生早期	国内で新型インフルエンザ等感染症が発生した状態 国内において、限定されたヒト-ヒト感染の小さな集団（クラスター）が見られるが、拡散は非常に限定されている時期
[第三段階]		国内で患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった事例が生じた状態。 国内において、新型インフルエンザ等感染症の感染が拡大し、まん延し、又は感染のピークを超えて回復しつつある時期
	感染拡大期	各都道府県において、入院措置等による感染拡大防止効果が期待される状態
	まん延期	各都道府県において、入院措置等による感染拡大防止効果が十分に得られなくなった状態
	回復期	各都道府県において、ピークを越えたと判断できる状態
[第四段階]	小康期	国内において、新型インフルエンザ等感染症の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態が継続している時期 患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態

(注)多くの専門家が、第一段階（海外発生期）から世界的なパンデミックへは短い期間で推移すると推定。

(2) 商工業者の状況

1) 姶良市商工会管内

・商工業者等数 2,043 事業所（令和元年12月現在）

・小規模事業者数 1,722 事業所（令和元年12月現在）

業種	商工業者数	小規模事業者数	備考
商工業者	農業、林業、漁業	6	6
	鉱業、採石業、砂利採取業	3	3
	建設業	300	292
	製造業	129	104
	電気・ガス・熱供給・水道業	4	3
	情報通信業	13	8
	運輸業、郵便業	46	29
	卸売業、小売業	631	462
	金融業、保険業	28	21
	不動産業、物品賃貸業	60	59
	学術研究、専門・技術サービス業	116	114
	宿泊業、飲食サービス業	244	197
	生活関連サービス業、娯楽業	238	222
	教育・学習支援業	26	24
	医療、福祉	72	70
	複合サービス事業	14	12
	サービス業	113	96
合計		2,043	1,722

2) 商工業者等の推移

姶良市は県内でも数少ない人口増加地域。世帯数・人口ともここ数十年右肩上がりが続いている。あわせて、大型ショッピングモール「イオンタウン」の進出や高速道路網の整備、JR線の充実等もあり、住宅着工件数等の指標も伸びている。

そういう背景もあり、姶良市管内では創業希望者も多く、商工業者数自体も増加傾向となっている。

(3) これまでの取組

1) 姠良市の取組

・姶良市地域防災計画の策定

　市の地域防災計画を策定している。

・防災訓練の実施

　市の防災訓練、土砂災害訓練等を通して、防災力の向上に努めている。

・土砂災害ハザードマップ・津波浸水ハザードマップの作成、配布

　ハザードマップについて冊子配布やホームページ掲載、出前講座等で市民に周知している。

・防災無線・防災ラジオ等の情報伝達手段の整備

　防災無線屋外拡声子局、戸別受信機、防災・地域情報メール、防災ラジオ、テレガイド等の防災情報伝達手段の整備を行い、また、市のコミュニティ放送局であるあいらびゅーFMを活用した防災情報の発信を行っている。

・出前講座等による防災意識の普及啓発

　市の出前講座や防災訓練等で、防災意識の普及啓発活動を行っている。

・防災備品の整備

　避難所における発電機、ダンボールベッド等の備品の整備及び非常食等の備蓄品の整備を行っている。

・防災協定の締結

　他自治体や民間企業・団体等と災害時における物資・輸送・応援に関する協定締結を行っている。

2) 姶良市商工会の取組

・事業者B C Pに関する国の施策の周知

商工会員への定期発送による関係資料の配布・周知を行ってきたことをはじめ、広告媒体である広報誌においても必要性の情報発信に取り組んできた。

・事業者B C P策定セミナーの開催

これまで、姶良市商工会主催での小規模事業者向けのB C P策定セミナーを実施したことはなく、関係機関や損害保険会社等が主催する危機管理やB C P策定の必要性に関するセミナーに関して管内の中規模事業者への周知や実施協力をを行っている。

・県火災共済や全国商工会連合会と連携した損害保険への加入促進

全国商工会連合会では中小企業P L保険制度や損害保険会社と連携した業務災害補償保険やビジネス総合保険の推進とあわせ、小規模事業者に対する地震や火災などへのリスクヘッジ対策として鹿児島県火災共済協同組合等と連携した普及・加入推進を実施している。

II 課題

これまで当商工会自体のBCP計画の作成がされていなかったこと、あわせて災害時や緊急時の取り組みについて漠然的な記載や対応計画にとどまり、当商工会と姶良市における協力体制の重要性についての具体的な体制やマニュアル等が整備されていないといった基本的な課題があった。

ほかにも、平時・緊急時の対応推進するノウハウをもった人員が十分にいない。さらには保険・共済といった具体的な災害時の資金計画等の支援に対する指導・助言を行うことができる職員が不足しているといった現況もある。

さらに、2020年に発生した、中国を発端とする「新型コロナウイルス感染症」のようなパンデミックの状況に陥ったときに商工会が市と連携して実施できる有効な支援策が確定できていないといった現状もある。

また、地区内小規模事業者における事業者BCP（事業継続力強化計画）の策定の必要性に関する認識がまだまだ低い現状が見られている。

今後検討の必要性のある課題として以下の通り。

① 事業者BCPの策定支援の推進

管内事業者のうち、すでにBCP計画を策定している事業者はまだ少なく、その事業者は製造業や飲食業等のごく一部に限定されている。小規模事業者の策定率は非常に低い。

事業者BCPの策定に関する姶良市の管内の取り組み状況は、普及・啓発の段階であり、事業所自体の策定や支援する当会の取り組みも本格化していないことが実態であり、商工会と姶良市の連携による取り組み強化への必要性が高くなりつつある。

② 策定支援スキルに対する課題

職員の事業者BCP策定に関する支援スキル習得に課題があり、専門知識やノウハウを持つ専門家や損保会社等との連携が必要。

③ 策定支援ツールの不足

国や関係機関等から事業者BCP策定支援ガイドラインやフォーム等が提供されているが小規模事業者にとってハードルが高すぎるとの意見が多く、取り組みやすい簡易版のフォーム等の新たなツールも必要ではないかとの意見もある。

III 目標

上記のような現状課題を踏まえ、管内小規模事業者等へ自然災害等の事前の備え、事後の迅速な復旧支援を行うため、姶良市商工会と姶良市が連携しながら小規模事業者の防災・減災対策について支援強化に取り組んでいく。

- ・地区内小規模事業者に対し災害リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ・発災時における連絡体制を円滑に行うため、当会と姶良市との間における被害情報報告ルートを構築する。
- ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間																													
(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間					令和3年4月1日～令和8年3月31日（5年間）																								
(2) 事業継続力強化支援事業の内容					姶良市地域防災計画に基づき、本計画の趣旨を踏まえて、発災時に混乱なく応急対策等に取り組めるようにする。 また、当会と姶良市の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。																								
<1. 事前の対策>																													
1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知																													
<ul style="list-style-type: none"> 巡回経営指導時にハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、風水害・地震及び津波等災害・火災災害補償等の損害保険・共済加入等）について説明する。 会報や姶良市広報、ホームページ、メールマガジン等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。 																													
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>令和3年度</th><th>令和4年度</th><th>令和5年度</th><th>令和6年度</th><th>令和7年度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>セミナー開催回数</td><td>2回</td><td>2回</td><td>1回</td><td>1回</td><td>1回</td></tr> <tr> <td>専門家派遣件数</td><td>5件</td><td>3件</td><td>3件</td><td>2件</td><td>2件</td></tr> <tr> <td>事業者BCP策定件数</td><td>5件</td><td>5件</td><td>5件</td><td>5件</td><td>5件</td></tr> </tbody> </table>							令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	セミナー開催回数	2回	2回	1回	1回	1回	専門家派遣件数	5件	3件	3件	2件	2件	事業者BCP策定件数	5件	5件	5件	5件	5件
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度																								
セミナー開催回数	2回	2回	1回	1回	1回																								
専門家派遣件数	5件	3件	3件	2件	2件																								
事業者BCP策定件数	5件	5件	5件	5件	5件																								
<ul style="list-style-type: none"> 小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なもの含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等の指導及び助言を行う。 事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険・共済の紹介等を実施する。 																													
2) 商工会自身の事業継続計画の作成及び見直し																													
<ul style="list-style-type: none"> 令和2年度に姶良市商工会事業継続計画（危機管理対応方針）を作成した。 																													
3) 関係団体等との連携																													
<ul style="list-style-type: none"> 連携協定を結ぶ各損保会社等に専門家の派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや損害保険・共済の紹介等を実施する。 損害保険会社・火災共済協同組合等への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等を共催として実施する。 																													

4) フォローアップ及び事業の評価

- ・始良市事業継続力強化支援計画を当会等HPや始良市ホームページへ掲載する。
- ・当会等は、小規模事業者の事業者BCP等取組状況の確認を行う。
- ・毎年度、(仮称)始良市事業継続力強化支援会議(構成員:当会等(法定経営指導員の参画含む)、始良市)を年1回(7月)に開催し、状況確認や改善点等について協議し、本計画に記載した事業の実施状況及び評価・検証を行う。
- ・評価結果は、役員会等へフィードバックした上で、事業実施方針等に反映させるとともに、HPや当会等会報(年1回)へ掲載することで、地域の小規模事業者等が常に閲覧可能な状態とする。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
BCP策定後のフォローアップの目標件数	5件	5件	5件	5件	5件

5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害(大型台風の直撃があり各地で浸水等)が発生したと仮定し、始良市との連絡ルートの確認等を行う(訓練は必要に応じて実施する)。

<2. 発災後の対策>

- ・自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後2時間以内に職員の安否報告を行う。(SNS等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況(家屋被害や道路状況等)等を当会と始良市で共有する。)

2) 応急対策の方針決定

- ・始良市との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、1日以内に電話等により情報共有する。

大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none">・地区内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。・地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	<ul style="list-style-type: none">・地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。・地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none">・目立った被害の情報がない。

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものと考える。

- ・本計画により、当会と始良市は以下の間隔で被害情報等を共有する。

発災後～1週間	1日に3回共有する
1週間～2週間	1日に2回共有する
2週間～1ヶ月	1日に1回共有する
1ヶ月以降	3日に1回共有する

<3. 発災時における指示命令系統・連絡体制>

- 当会と姶良市は、自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- 当会と姶良市は、二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- 当会と姶良市は、被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- 当会は被害状況を県が指定する様式①に記載し、当会より県商工会連合会を通じて県の商工政策課へ報告する。

【被害実態調査票 様式①】

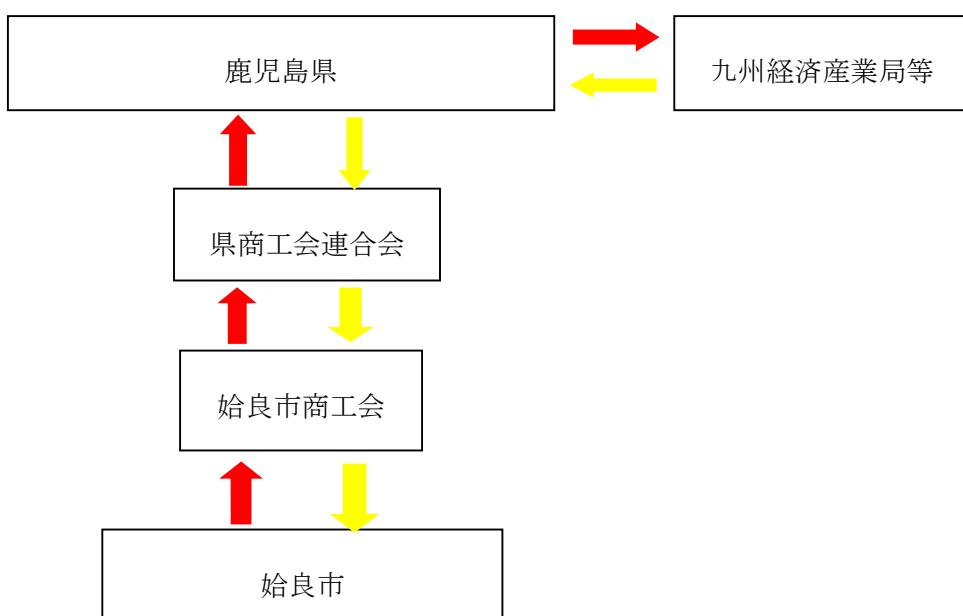
令和〇年〇月〇日の〇〇災害による被害実態調査票

策定者：
電話番号：

メールアドレス：

被害合計金額					(被害額内訳) 単位：千円				被害状況 <small>※任意 ※被災状況がつかめる内容があれば。</small>
事業所名	住所	業種 <small>※任意</small>	従業員数 <small>※任意</small>	被害額 <small>※事業の再建に必要な額、 おおよそで可</small>	土地 <small>(堆積土砂撤除 費・整地費) (事業用資産に限 る)</small>	建物 <small>(事業用資産に限 る)</small>	機械設備	商品、原材料、 仕掛品等	
1				0					
2				0					
3				0					
4				0					
5				0					

- 当会と姶良市が共有した情報を、当会より県商工会連合会を通じて鹿児島県へ報告する。



<4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援>

- ・相談窓口の開設方法について、姶良市と相談する。
- ・国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する。
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や都道府県、市町村等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。

<5. 地区内小規模事業者に対する復興支援>

- ・鹿児島県等と協議し、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・当会等は、被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を県商工会連合会、鹿児島県等に相談する。

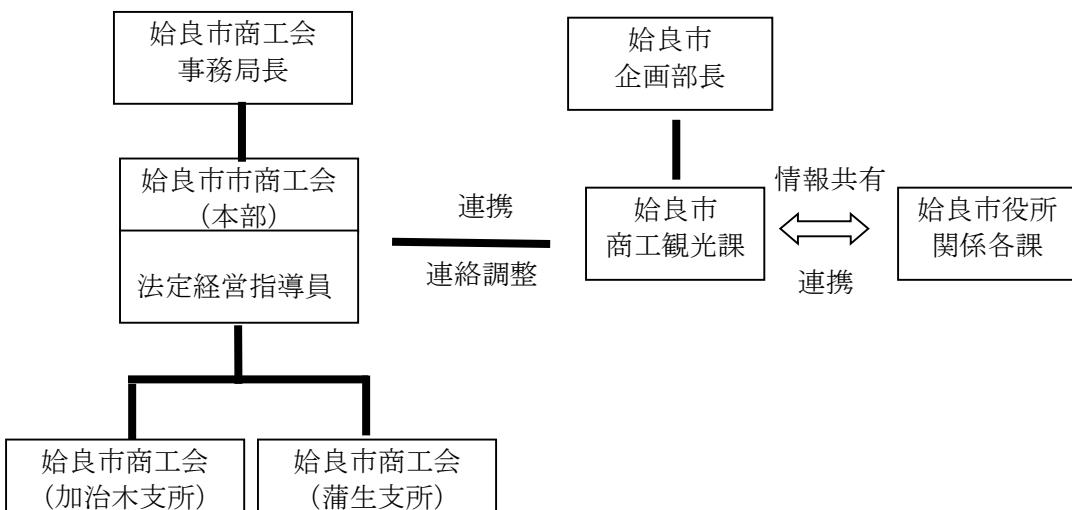
(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

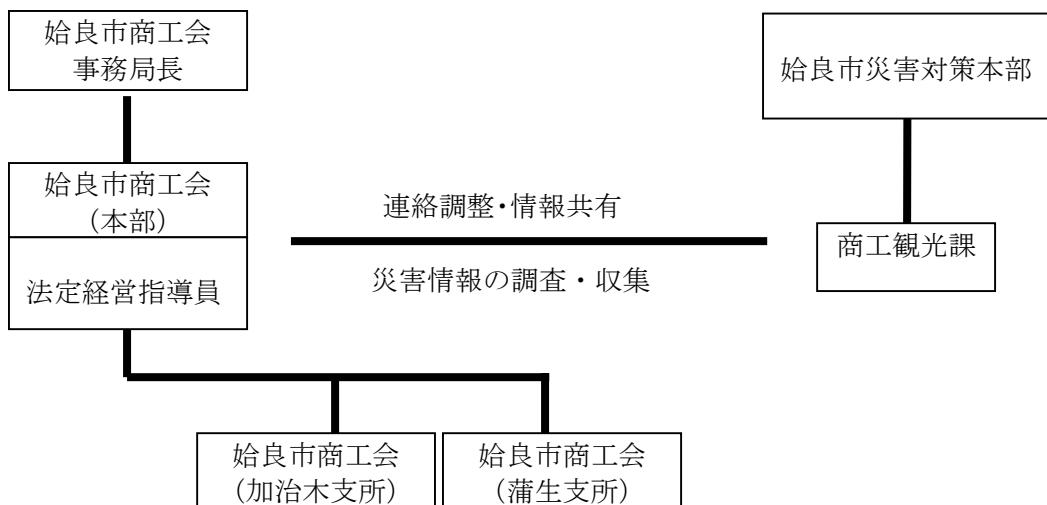
事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和2年12月現在)

(1) 実施体制
<平常時>



<発災時又は発災のおそれがある時>



(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員（以下「法定経営指導員」という。）による情報の提供及び助言に係る実施体制

①当該経営指導員の氏名

始良市商工会	法定経営指導員	山下 正浩
	法定経営指導員	上薗 武宗
	法定経営指導員	上玉利謙道

②当該経営指導員による情報の提供及び助言（手段、頻度等）

※以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う

- ・本計画の具体的な取組の企画や実行
- ・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ（1年に1回以上）

(3) 商工会、関係市町村連絡先

①商工会

姶良市商工会

〒899-5432 鹿児島県姶良市宮島町13-9

TEL : 0995-65-2211 / FAX : 0995-65-9864 E-mail : aira-s@kashoren.or.jp

②関係市町村

姶良市役所企画部商工観光課

〒899-5294 鹿児島県姶良市加治木町本町253番地

TEL : 0995-66-3111 / FAX : 0995-65-7112 E-mail : Kigyo@city.aira.lg.jp

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
必要な資金の額	420	320	300	280	280
・専門家派遣費	100	60	60	40	40
・セミナー開催費	100	100	50	50	50
・パンフ、チラシ作製費	60	60	30	30	30
・会報作成費・発送費等	160	160	160	160	160

調達方法
会費収入、姶良市補助金、鹿児島県補助金、事業収入 等

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名
1. 東京海上日動火災保険株式会社 鹿児島支店 霧島支社 支社長 入江 威士 〒899-4332 鹿児島県霧島市国分中央 5-6-13 TEL : 0995-47-2555 / FAX : 0995-47-2552
2. エール保険事務所 姶良支店 代表者：支店長 市野 俊明 〒899-5211 鹿児島県姶良市加治木町新富町 15-3 TEL : 0995-63-0554 / FAX : 0995-63-0587
3. 株式会社プロテクトライフ 代表取締役 柳元 広美 〒899-5213 鹿児島県姶良市加治木町朝日町 126 TEL : 0995-62-8920 / FAX : 0995-63-1240
連携して実施する事業の内容
1. B C P策定セミナーの開催 2. B C P関連の損害保険の周知 3. 防災・減災対策に関する情報提供 4. 小規模事業者のB C P策定支援（簡易版B C P策定ツールの無料提供） 5. 感染症・水災等の発生に備えた個別B C P策定支援
連携して事業を実施する者の役割
1. セミナーの企画・運営、講師の派遣 2. 損害保険加入に関する相談、加入推奨 3. 災害時の顧客リストの情報提供及び保険金請求の手続き 4. B C P策定に関する専門家個別相談 5. 小規模事業者に役立つ施策等の最新情報の提供
連携体制図等
<p>The diagram illustrates the collaboration framework between three entities on the left and one entity on the right. The entities on the left are:</p> <ul style="list-style-type: none">東京海上日動火災保険（株）<ul style="list-style-type: none">・エール保険事務所・(株) プロテクトライフ <p>The entity on the right is:</p> <ul style="list-style-type: none">姶良市商工会 <p>The flow of information is as follows:</p> <ul style="list-style-type: none">Between the three entities on the left and the entity on the right: "情報提供" (Information Exchange).Between the entity on the right and the entity on the left: "連携" (Collaboration).Between the entity on the left and the entity on the right: "相談" (Consultation).Between the entity on the left and the entity on the right: "支援" (Support).Between the entity on the left and the entity on the right: "加入保険金請求" (Insurance Premium Collection).Between the entity on the left and the entity on the right: "リスク分析・保険金支払" (Risk Analysis and Insurance Premium Payment).